

第 9 1 回 姫路市農業委員会総会議事録

開催日時 令和 6 年 1 2 月 2 4 日（火） 午後 1 時 2 8 分から午後 2 時 1 5 分
開催場所 姫路市役所 本館 1 0 階 第 3 会議室

農業委員の出欠状況及び署名委員

議席番号	氏 名	出 欠	署名委員	備 考
1	後 藤 明 彦	出席		
2	小 林 隆	出席		
3	森 下 光 春	出席		
4	大 西 正 紀	出席		
5	岡 本 富 博	欠席		
6	船 引 政 則	欠席		
7	嘉ノ海 敏 明	出席		
8	青 田 俊 則	出席		
9	沼 田 静 雄	出席		
10	嶋 田 秀 文	出席		
11	飯 塚 祐 樹	欠席		
12	竹 内 己 良	出席		
13	橋 本 静 枝	出席		
14	小 林 弘 行	出席		
15	吉 田 勝 博	出席		
16	竹 内 光 明	出席		
17	福 永 信 幸	出席	○	会長職務代理者
18	青 田 誠	出席	○	会長職務代理者
19	田 磨 仁 志	出席		会長

その他の出席者 0 名

農業委員会事務局職員 4 名

議事内容

議案第 1 号	農地確認及び非農地確認について
議案第 2 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 3 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 4 号	相続税等納税猶予適格者証明について
報告第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請等に係る聞き取り調査について
報告第 2 号	農地法第 4 条の規定による届出の専決について
報告第 3 号	農地法第 5 条の規定による届出の専決について
報告第 4 号	合意による解約等の通知について
報告第 5 号	県許可案件の許可状況について
報告第 6 号	農業経営改善計画（認定農業者）の認定について

	(令和 6 年 1 2 月 2 4 日 午後 1 時 2 8 分)
議 長	予定の方が揃われましたので、只今から、第 9 1 回総会を開催致します。 【 議 長 挨 拶 】 現在の出席者数は、農業委員 1 9 名中 1 6 名の出席で過半数に達しており、会議は成立しております。 なお、岡本富博委員、船引政則委員、飯塚祐樹委員から欠席の連絡を頂いております。 それでは、議案審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を議長より指名させていただきますよろしいでしょうか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしの声を得ましたので、本日の議事録署名委員を福永信幸委員と青田誠委員にお願いいたします。 それでは、これより議案審議に入ります。いずれも慎重審議をよろしく願います。 議案第 1 号「農地確認及び非農地確認」について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	議案第 1 号（P 1 ～P 2）を説明する。 〔農地確認及び非農地確認について〕 この度は、農地確認の申請が 1 件、非農地確認の申請が 7 件提出されております。 まず、農地確認です。 広畑区小坂の田□□□□につきまして、「□□□□□□□□□ 4 条受理を受けたが、計画が変更になり、引き続き農地として利用している」との申請です。現況は「田」となっております。 担当委員から「適当である」との意見を頂いております。中南部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。 次に、非農地確認です。 1 番です。 東山の田□□□□につきまして、「昭和 5 8 年より、住宅が建築されている」との申請です。

	2 番です。 東山の田□□□につきて、「昭和 6 0 年頃より、倉庫が建築されている」との申請です。 3 番です。 白浜町の畑 3 筆□□□□につきて、「平成 1 3 年以前より、山林となっている」との申請です。 4 番です。 石倉の畑□□□につきて、「平成 1 6 年以前より倉庫敷地の一部となっている」との申請です。 5 番です。 夢前町護持の田□□□□につきて、「平成 1 0 年以前より山林となっている」との申請です。 6 番です。 香寺町相坂の田□□□□につきて、「平成 1 6 年以前より、山林となっている」との申請です。 7 番です。 飾東町八重畑の畑 2 筆□□□□につきて、「昭和 5 8 年より、住宅として利用している」との申請です。 現況は、いずれも申請どおりの内容となっており、各担当委員から「適当である」との意見を頂いております。各地区農政協議会におきましては、特に問題点はありません。 以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。
議 長	有難うございます。 只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問、その他補足事項はございませんか。
各 委 員	・・・。
議 長	ないようですので、承認とすることよろしいでしょうか。
各 委 員	異議なし。
議 長	「異議なし」の声を得ましたので、承認と致します。 次に、議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	〔農地法第 3 条の規定による許可申請について〕 議案第 2 号（P 2 ～ P 6）を説明する。 農地法第 3 条の規定による許可申請について、この度は、2 6 件の申請が提出されております。参考資料もあわせてご覧ください。 所有権の移転が 2 4 件、使用貸借権の設定が 2 件となっており、1 番と 8 番から 1 1 番が市街化区域の案件である外は、いずれも調整区域または都市計画区域外の案件です。申請地は、いずれも譲渡人・貸人の「自作地」で、譲受人・借人は、いずれも「個人」となっております。「農地取得後の全部耕作・常時従事」につきては、いずれの案件も申請地等に無断転用地等は確認されておらず、申請地の耕作に必要な農機具及び従事者等を確保されております。「通作距離」につきては、5 番が約 2 5 km、7 番が約 1 8 kmであるほかは、いずれも 1 5 km 以内となっております。「周辺の農地等の農業上の利用に及ぼす影響及び措置」につきては、いずれの案件も「周辺の農業と同様の農業を行うので、特に影響はない」ものとの申請となっております。 それでは、案件毎に申請の概要をご説明いたします。

1 番です。

なおこの案件、中南部地区農政協議会では「新規農家の聞き取り調査は必要」との意見となっております。

2番です。

なおこの案件、現在耕作面積が0㎡ですが、中南部地区農政協議会では「親族間の移動で面積が小さく農業経験があるため、新規農家の聞き取り調査は必要なし」との意見となっております。

3番です。

なおこの案件、現在耕作面積が0㎡ですが、北西部地区農政協議会では「営農実績があるため、新規農家の聞き取り調査は必要なし」との意見となっております。

4番です。

なおこの案件、現在耕作面積が0㎡ですが、北東部地区農政協議会では「営農実績があるため、新規農家の聞き取り調査は必要なし」との意見となっております。

5番です。

なおこの案件、現在耕作面積が0㎡ですが、北東部地区農政協議会では「地元農区の理解もあり、営農意欲が十分であるため、新規農家の聞き取り調査は必要なし」との意見となっております。

6番です。

山田町多田の田、畑2筆□□□□□につきまして、広島県東広島市の□□□□□□□が、□□□□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。なお、譲受人の住所が東広島市ですが、申請地北隣に来年9月頃に転居予定とのこと。作付作物は「ぶどう」となっております。農業を始めることとなった動

なおこの案件、現在耕作面積が0㎡ですが、北東部地区農政協議会では「農業経験があるため、新規農家の聞き取り調査は必要なし」との意見となっております。

豊富町御蔭の田□□□□につきまして、北原の□□□□□□が、父である□□
□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。作付作物は「ニンニク」
となっております。農業を始めることとなった動機としましては、□□□□
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
□□とのことです。

8 番以降につきましては、既に耕作面積がある方の案件です。

的形町的形の田□□□□□□につきまして、大塩町の□□□□□□が、□□□□□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

大津区天満の田□□□□と□□□□□□につきまして、大津区天神町の□□□□□□と□□□□□□との間で「共有物分割」による所有権移転の申請です。同一世帯間の兄弟で共有となっている農地の持分を単独所有に整理するものとなっております。耕作面積に変動はありません。作付作物はどちらも「水稻」となっております。

阿保の田□□□□につきまして、阿保甲の□□□□□が、同居の母である□□□□□から「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。同一世帯間の権利移動のため耕作面積に変動はありません。作付作物は「露地野菜、果樹」となっております。

安富町安志の田□□□□につきまして、安富町安志の□□□□□□が、□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

書写の田4筆□□□□□□につきまして、尼崎市の□□□□□□が、□□□□□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。譲受人の住所は尼崎市ですが、実法寺を拠点として営農するとのことで、営農計画書が添付されております。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□になる予定です。作付作物は「季節野菜」となっております。

打越の田、畑2筆□□□□□□につきまして、打越の□□□□□□が、□□□□□□□□から「借り受けたい」との使用貸借権設定の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

林田町上伊勢の田2筆□□□□□□につきまして、林田町上伊勢の□□□□□□が、□□□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□になる予定です。作付作物は「水稲」となっております。

19番です。

	船津町の田□□□□につきまして、船津町の□□□□□が、□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。 20番です。 船津町の田□□□□につきまして、船津町の□□□□□が、□□□□□から「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。 21番です。 香寺町恒屋の田3筆□□□□□□につきまして、神崎郡福崎町の□□□□□□が、□□□□□□から「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。 22番23番です。 豊富町神谷の田□□□□□□につきまして、豊富町神谷の□□□□□□が、□□□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。 24番です。 飾東町八重畑の畑□□□□につきまして、飾東町庄の□□□□□□が、□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□になる予定です。作付作物は「ジャガイモ」となっております。 25番です。 飾東町豊国の田□□□□につきまして、飾東町豊国の□□□□□が、□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。 26番です。 花田町上原田の田2筆□□□□□□につきまして、飾東町庄の□□□□□□が、□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□になる予定です。作付作物は「露地野菜」となっております。 いずれの案件も、各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。 以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。
議 長	有難うございます。 只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。また、報告や補足説明等ございますか。
委 員	3番の特定遺贈とは、なんですか。
事 務 局	相続により相続人が農地を取得する場合には農地法の許可は必要ありませんが、農地を特定して法定相続人以外の第三者に遺贈する特定遺贈の場合には、農地法の許可が必要となりますので、申請されたものです。なお、法定相続人に特定遺贈する場合は、許可は必要ありません。
議 長	ほかに、なにかございますか。
各 委 員	・・・。
議 長	ない様ですね。 新規農家の聞き取り調査についてですが、事務局からの説明もありましたが地

委員

議長

各 委 員

議長

各 委 員

議長

事務局

1 番です。

	網干区興浜の畑の一部□□□□□□につきまして、「農業用倉庫として利用したい」との確認申請です。現況はすでに農業用倉庫が設置済みとなっており、引き続き農業用倉庫として利用する計画となっております。 2 番です。 夢前町前之庄の田の一部□□□□□□□につきまして、「農業用倉庫として利用したい」との確認申請です。「事業内容」につきましては、□□□□□□□の農業用倉庫を 1 棟設置する計画となっております。 3 番です。 飾東町佐良和の田の一部□□□□□□□につきまして、「農業用倉庫として利用したい」との確認申請です。「事業内容」につきましては、□□□□□□□の農業用倉庫を 1 棟設置し、そこへの住宅を迂回する形での進入路及び倉庫前に農作業場を設ける計画となっております。 いずれの案件も、各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。 以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。
議 長	有難うございました。 事務局の説明その他について、ご意見、ご質問等ございませんか。
各 委 員	・・・。
議 長	それでは採決します。許可相当とすることに賛同いただける方は挙手をお願いします。
各 委 員	(全員挙手)
議 長	全員の挙手を確認しましたので、許可相当とします。 次に、議案第 4 号「相続税等納税猶予適格者証明」について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	議案第 4 号（P 8）を説明する。 〔相続税等納税猶予適格者証明〕 今月は、証明願が 1 件出ております。 実法寺の□□□□□□が所有されていまして農地 1 4 筆のうち市街化区域の農地 2 筆を、別居の子であります□□□□□□が相続するというものです。 農地の利用状況は、□□□□は一部果樹を栽培されており、□□□□□は畑で保全管理の状態です。なお、営農計画書を提出してもらっています。 なお、北西部地区農政協議会では、適当であるとの意見をいただいております。 適格者証明書の交付の可否について、ご審議いただきますようお願いいたします。
議 長	只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。
各 委 員	・・・。
議 長	それでは、承認することよろしいでしょうか。
各 委 員	異議なし。
議 長	「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。 次に、報告事項に入ります。

事務局

農地法第3条の規定による許可申請の決定に係る聞き取り調査について、11月にご審議いただきました新規農家1件の聞き取り調査を、12月4日に実施していただきました。

議長

委 員

議長

各 委 員

議長

事務局

市街化区域内農地の4条転用案件で、この度は、11月8日から12月5日の間に受け付けたもの、12件につきまして、法定要件を満たしており、特に問題がないものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。

議長

各委員

議長

事務局

市街化区域内農地の５条転用案件で、こちらも、１１月８日から１２月５日の間に受け付けたもの３５件につきまして、法定要件を満たしており、特に問題がないものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。

議 長	有り難うございます。何かご質問等ございませんか。
各 委 員	・・・。
議 長	ないようですので、確認とすることをお願いします。 次に報告第4号について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	報告第4号（P 1 9～P 2 1）を説明する。 〔合意による解約等の通知について〕 合意による解約等の通知について、この度は、賃貸借契約の解約の通知が11件、使用貸借契約の解約の通知が6件ございました。このうち利用権に該当するものは14件です。 賃貸借契約の解約に伴う離作補償につきましては、いずれも「無償」となっております。 以上、合意による解約等の通知につきまして、ご報告いたします。
議 長	有り難うございます。なにか、ご質問等ございませんか。
各 委 員	・・・。
議 長	ないようですね。 次に報告第5号について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	報告第5号（P 2 2）を説明する。 〔県許可案件の許可状況について〕 県許可案件の許可状況について、12月において4件に許可が下り、既に許可証を交付しておりますことを、ご報告いたします。
議 長	報告、有り難うございます。確認をお願いします。 次に報告第6号について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	報告第6号（P 2 3）を説明する。 〔農業経営改善計画（認定農業者）の認定について〕 認定の新規申請です。 西夢前台二丁目の建物内で菌床椎茸を栽培されている□□□□□□□□□□につきまして、経営改善計画の内容について適切であるか市長より意見を求められました。計画を確認しましたところ農業の経営拡大及び利益率の向上など、改善に向けた取り組みをされていることから認定農業者として「おおむね適切である」、ただし当該法人は農地を利用していないため、農地に関する意見は回答しないと市長へ回答していました。その結果として、令和6年11月29日付けで認定したと市長から農業委員会へ通知がありましたので、ご報告いたします。 報告は以上です。
議 長	有り難うございます。なにか、ご質問等ございませんか。
各 委 員	・・・。
議 長	ないようですね。確認をお願いします。 以上で、本日の議題は、すべて終了しました。 全体を通して、何かございますか。

各 委 員

・・・。

議 長

ないようですので、それでは、本日の会議はこれで終了します。有り難うございました。

(午後 2 時 1 5 分 終了)

議事録署名委員

(議長)

田 靡 仁 志

(署名委員)

福 永 信 幸

(署名委員)

青 田 誠
